

岩手海区漁業調整委員会公示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成20年3月21日

岩手海区漁業調整委員会

会長 宮古漁業協同組合

1 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時 平成20年4月17日午後1時30分から
- (2) 場所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁12階特別会議室

2 公聴会において意見を聴こうとする案件

漁業法第11条第1項の規定により岩手県知事が定めようとする漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに地元地区に係る事項（以下「漁場計画案等」という。）について

3 漁場計画案等の縦覧場所

- (1) 沿岸各市役所及び町村役場
- (2) 沿岸各地方振興局水産部
- (3) 岩手海区漁業調整委員会事務局